

社会福祉における「人身売買」被害者への対応の変遷

- 人身取引被害者保護に関する社会福祉の役割の再検討 -

日本学術振興会特別研究員 RPD 佐々木綾子 (6002)

人身売買 人身取引被害者保護 男性被害者保護

1. 研究目的

「人身売買」とは、誰にとってのどのような問題なのか。「人身売買」は社会福祉のなかにもどのように位置付けられ、被害者にはいかなる対応がなされてきたのか。本研究では、戦後社会福祉における「人身売買」被害者への対応の変遷を振り返ると同時に、犯罪被害者保護や多文化共生の推進、女性に対する暴力の根絶や移民・外国人労働者の受入れなど、広範囲におよぶ多様な政策の影響を受けている現在の「人身取引」という現象とその被害者に対し、社会福祉が今後引き受け得る役割について再検討する。

2. 研究の視点および方法

近代以降の日本における「人身売買」という現象は、公娼制度や年期奉公などに見られるように、主に前借金による拘束を伴う雇用の問題として社会問題化された。戦後は、戦災孤児の売買事件を発端として潜在化していた同様の事件が問題化され、1952年に内閣の中央青少年問題協議会が中心となって「児童をして、その福祉に反するような労務、または不当な人身の拘束を伴う労務を提供させ、その対価として金銭・財物・その他を給付することを内容とする契約・またはこれをあっせんする行為」として「いわゆる人身売買」を定義した。この「いわゆる人身売買」は社会福祉のなかでもどのように位置付けられ対応されたのか、現在の「人身取引」被害者への対応にどのようにつながるのかについて、労働省及び厚生省（当時）の資料をはじめ、政府による各種統計や先行研究を用いた文献研究を行う。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づき配慮を行った。

4. 研究結果

1948年、上野駅地下道で生活をしていた浮浪児を誘拐して栃木県で農作業等に使っていた事件が明るみに出たことを発端に、栃木県の調査によって福島県（出身地）と栃木県（売却先）の間で売買されている児童が他にも発見され、両県を中心とした調査や初代児童福祉司による対策が進んだ。統計実態としての被害者には18歳以上の者が圧倒的に多かったが、当時の労働省婦人少年局、厚生省や中央青少年問題協議会が最初に問題視したのは「児童の人身売買」であった。18歳以上の被害者の被害形態としては「接客業」「紡織業」

「農業」が上位を占める一方、「子守」や「店員」については、児童の割合が7割弱から8割と高く、「農業」についても4割を占めていた。性別では女性が8割を占めているが、男性も2割いたことは看過できない。「身売りの直接動機」としては、年齢に拘わらず「貧困」が最も多く、次いで「求職中に甘言により誘拐」となっている。1949年、厚生省は四次官通達として「親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されている児童の保護について」を出し、児童の福祉の保障のため保護対策の円滑な実施を呼びかけ、児童福祉法第30条に定められた里親制度に関する詳細や第34条の児童にさせてはならない行為についての改正も行われた。

他方、児童に限らない「いわゆる人身売買」は、1952年の調査時点で「接客業」における女性の被害が9割を超え、女性の解雇や失業者の増加、デフレ政策などを背景とした売春女性の増加とも相まって、売春問題として扱われるようになった。1956年には売春防止法が制定され、社会福祉は「転落」した女性たちを「保護更生」する婦人保護事業という形で「いわゆる人身売買」の被害者への対応を実施することになった。この時点で「子守」や「店員」として、あるいは「紡織業」や「農業」において被害を受けていた「いわゆる人身売買」の被害者については、児童でない限り、まずは労働（雇用）問題として対応すべきであるとして、社会福祉の対象からは分離されるようになったといえる。

売春問題と化した「人身売買」問題は、80年代になるといわゆる「ジャパゆきさん」の管理・強制売春を表す用語として用いられるようになった。90年代以降も、とりわけ売春や女性問題に取り組んできた人々が性風俗産業において搾取される外国籍女性を「人身売買」被害者として言及し、社会福祉は婦人保護事業としてそれら被害者への対応を担ってきた。2000年、国連は「トラフィッキング trafficking in persons」の定義を女性の性的搾取に限定せずに定め、日本ではこれに「人身取引」という訳語をあてることになったが、これまでの取組み背景から、「人身取引」という用語も（強制）売春被害を表す用語として使用されてきた「人身売買」と同様に使用される傾向があり、社会福祉における被害者保護は婦人保護事業の枠組みで行うことが当然視されている。

しかし2010年の警察庁の報告によれば、実際には性風俗産業での強制売春等に限らず、労働搾取の被害を受けた者や、男性の被害者も少数ではあるが存在している。警察庁では、加害者に「人身売買罪」が疑われる事件の被害者を人身取引被害者としており、婦人保護事業からみた「人身売買」被害者とは違いもあるが、双方が社会的弱者として根底に抱える問題には共通点もある。1950年代、社会福祉は「接客業」以外で「いわゆる人身売買」の被害を受けた18歳以上の、とりわけ男性被害者を対象から切り離してきたが、「貧困」問題の周辺で、18歳以上の就労可能な男性が抱える福祉問題は常に存在していたはずである。非正規雇用やワーキングプア、ホームレス等が性別や国籍に拘わらず社会福祉の課題となった現在、女性の性的搾取に限らない人身取引被害者保護も社会福祉の喫緊の課題であり、政策及び実践の双方において社会福祉が果たすべき役割は大きいと考える。